

# 大北森林組合補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求の対応について

- 検証委員会での検証と国との事案の精査の結果、不適正に受給された補助金(※)は約16億1百万円
- これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円を返還請求
- H28.9に国からの返還命令等に基づき、約11億40百万円の国庫返還等を実施
- 損害賠償請求については、大北森林組合等、大北森林組合元専務、事案に関係した県職員について、全体としてどのように対応していくのか、弁護士等外部有識者からなる委員会を設置し、検討を加速させ、関係法令に基づき、適切に対応していく。  
 ・想定される検討項目：請求相手、請求金額、法的な請求可能性(制度的、事案の状況)、妥当性等

※県の受給した指導監督費を含む

## 国庫返還等への対応の概要

事業費  
約16億1百万円

### 【組合等への返還請求等の状況】

国・県ともに時効完成（415百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。  
 ※不用萌芽除去(12百万円)県単流用事案(81百万円)を含む

国の時効未完成（県完成）（174百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国・県ともに時効未完成（965百万円）

組合等へ補助金返還請求済

※ 28年2月補正 計上分7百万円、  
 県単流用事案3百万円  
 を含む

不用萌芽除去・指導監督費（46百万円）

県の誤った指導に基づくもの（不用萌芽除去）、県の行う指導監督への補助（指導監督費）であり、補助金返還請求できない。

加算金（353百万円）

県の指導監督の不備により課されたものであり、組合等へ返還請求できない。

■部分は、住民監査請求がなされたもの

### 【国費・県費の内訳】

<p>県費 148百万円 時効完成 （うち県単流 用81百万円）</p>	<p>国費 267百万円 時効完成</p>
<p>県費 48百万円 時効完成</p>	<p>ウ 国費126百万円 国庫返還</p>
<p>県費 340百万円 時効未完成 （うち県単流 用3百万円）  （2月補正分3百万円）</p>	<p>国費 625百万円 国庫返還 （2月補正分4百万円）</p>
<p>県費 10百万円</p>	<p>イ 国費36百万円 国庫返還</p>
<p>ア 国費353百万円 国庫納付</p>	

### 【対応方針】 （H28.6.10大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る国庫補助金返還等への対応）

請求可能な範囲を精査し、大北森林組合等及び元専務に対し損害賠償請求予定

国庫返還額等約11億40百万円

※28年2月補正 計上分4百万円  
 を含む。

H29までに懲戒処分による給与削減や旅費その他の事務経費の削減により対応

H30までに「しごと改革」の断行による人件費の削減で対応

## 住民監査請求の結果について(概要)

### ○勧告

国庫返還に係る加算金の納付による損害の県職員への損害賠償について、

- ・平成29年9月12日までに、検討を行うこと
- ・検討の結果損害賠償責任が認められる職員に対しては厳正に対処すること
- ・検討結果について県民に説明すること

### ○意見

- ・監査の対象としなかった事項についても損害賠償について検討し、厳正に対処するとともに、検討結果を県民に説明するよう要望(時効による消滅に留意のこと)。
- ・法的責任にとどまらず道義的責任を含め、県組織全体としての責任について深刻に受け止めるとともに今後の実効性のある取組を考える必要がある。不要不急の事業の見直し、他県の例なども考慮に入れ県民負担を軽減する取組を進められたい。
- ・県民の信頼回復に努めるよう切望。

1 請求年月日 平成28年12月22日

### 2 請求内容、期間制限

監査委員は、知事その他の職員や大北森林組合等に対し、県が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求める。

ア 国返還命令に係る加算金(3億53百万円)

イ 不用萌芽除去、指導監督費に係る国庫返還金

ウ 国庫返還金のうち県の時効成立により補助金返還請求できない1億26百万円

エ 県単独事業の流用84百万円

} (イ～エ)期間制限徒過により却下

### 3 判断

#### (1) 職員の賠償責任

ア 加算金の納付により県は損害を被っており、その損害は、違法な補助金交付によって発生。

イ 加算金の納付の原因には、職員の適化法等に違反する行為が関係している。

ウ 職員の処分理由や行為の状況を踏まえ、損害と故意又は重過失について法的に判断することが必要。

エ 職員が関与した個々の行為が地方自治法第243条の2第1項に掲げる行為に該当するか否かの検討が必要。

○民法第709条と地方自治法第243条の2との適用範囲について整理が必要。